

**春は退職・就職シーズン
国民健康保険・国民年金の届出は忘れずに**

何かと忙しいこの季節。会社を退職される方、就職される方、引越して住所が変わる方など、慌ただしい日々が続きます。

「忙しいから」「面倒だから」といつてそのままにせず、届出が必要な場合（左表参照）は、14日以内に手続きをすべし。

保険の手続きが遅れると

◇加入の月までさかのぼって、税を納めることとなります。

◇医療費が全額自己負担になったり、かかった医療費を返還してもらう場合もあります。

※職場の健康保険などに加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。必ず届出をしてください。

問い合わせ

国民年金課 ☎0651

	届出が必要なとき	届出に必要なもの	
これから加入する場合	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、年金手帳	
	職場の健康保険や厚生年金をやめたとき	資格喪失証明書（連絡票）、年金手帳	
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者からはずれたとき		
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
すでに加入している場合	脱退のとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
		職場の健康保険や厚生年金に入ったとき	国保と職場の保険証、年金手帳
		職場の健康保険や厚生年金の被扶養者になったとき	
	その他	国保や国民年金の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、喪主の認印、喪主名義の通帳、年金手帳
		住所、氏名、世帯や世帯主が変わったとき	保険証
		就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	保険証を失くしたとき（汚れたりして使えなくなったとき）	身分を証明するもの（運転免許証、個人番号カードなど）	

平成30年度から国民健康保険税の課税限度額が変わります

平成30年度から国民健康保険税の課税限度額（課税の上限額）を国の基準に合わせます。国保制度の安定運営のため加入者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。国保税の税率については、変更ありません。

問い合わせ

国民年金課 ☎0661

	現行	改正後
医療分	510,000円	540,000円
支援分	160,000円	190,000円
介護分	140,000円	160,000円
合計	810,000円	890,000円

**心身障がい小中学生
入学祝金を支給します**

小中学校へ入学する心身に障がいのある児童・生徒に入学祝金を支給します。

支給対象

平成30年4月1日に市内在住で、小中学校及び特別支援学校に入学する心身障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている児童・生徒

※対象となる可能性のある方には、個別に案内を郵送します。

申請・問い合わせ

4月20日（金）までに、各種障がい者手帳、認印、本人または保護者名義の通帳をお持ちのうえ、地域福祉課へ ☎0643

**自治区
「有脇2区」の名称が
「緑ヶ丘区」に
変わりました**

4月1日から自治区「有脇2区」の名称が「緑ヶ丘区」に変わりましたのでお知らせします。

対象地域

石塚町1丁目の一部、緑ヶ丘12丁目の一部、13丁目の一部

問い合わせ

市民協働課 ☎84-0609